青梅市役所本庁舎における電力調達契約にかかるプロポーザル実施要領

1　目的

青梅市役所本庁舎において使用する電気の供給を受けるに当たり、電力調達コスト削減の提案に加え、提案者が有するノウハウ等を活用し、再生可能エネルギーの導入率向上や二酸化炭素排出量削減の達成等に資する提案を求め、その中から最も適した受注者を選定するため、プロポーザル方式による業者選定を行うものである。

2　業務内容

別紙仕様書のとおり

3　契約期間

契約締結の日から令和１２年３月３１日まで

ただし、電気の供給期間は令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までとする。

（債務負担行為にもとづく４か年契約）

4　見積上限額（４か年）

１４９，４４８，０００円（消費税および地方消費税を含む。）

※ただし、令和８年度は０円とする。

5　選考方法

提出された企画提案書等の書類および提案者によるプレゼンテーション、プレゼンテーションに対する質疑応答の内容を、プロポーザル選定委員会が別紙２審査基準により総合的に審査・評価し、契約候補者を決定する。

6　参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

※参加資格の基準日は、参加申請書の提出日とする。

※参加資格の確認後、契約候補者の決定日までの間に参加資格にかかる要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

(1) 地方自治体施行令（昭和２２年政令１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当していないこと。

(2) 青梅市競争入札参加資格者名簿に登録していること。

なお、青梅市競争入札参加資格者名簿に代表者から入札、契約等の法行為を自分の名と責任において行うものとして委任を受けた代理人を登録している場合、その代理人のみが本件にかかる参加申請、企画提案書の提出等を行うことができるものとし、代理人以外の者（代表者を含む。）の申請を認めない。

(3) 青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準（平成１９年４月１日実施）の規定による参加停止の措置を受けていないことおよび青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成２４年４月１日実施）の規定による停止措置を受けていないこと。

(4) 経営不振の状態（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項にもとづき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項にもとづき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、青梅市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。

(5) 青梅市電力の調達にかかる環境配慮方針に定める入札参加資格を満たすこと。

7　スケジュール

項　目	日　程
①実施要領等配布期間	令和８年１０月２２日（木）から 令和８年１１月１２日（木）まで
②参加資格確認申請書等の受付期間	令和８年１０月２２日（木）から 令和８年１１月１２日（木）まで
③参加資格確認通知	令和８年１１月１９日（木）
④質疑期限	令和８年１１月２６日（木）
⑤質疑回答	令和８年１２月３日（木）
⑥企画提案書等提出期限	令和８年１２月１０日（木）
⑦プレゼンテーション実施	令和８年１２月１７日（木）（予定）
⑧選定結果通知	令和８年１２月中旬から下旬
⑨契約締結	令和８年１２月下旬以降

8　参加資格確認申請書等の受付および回答

(1) 受付期間

令和８年１０月２２日（木）から令和８年１１月１２日（木）午後

５時まで（必着）

(2) 提出書類

ア　参加資格確認申請書（様式第１号）　１部

イ　会社概要書（任意様式（※パンフレット可）　１部

ウ　青梅市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書（様式第２号）　１部

※ただし、令和８年８月６日付け青総総第１９１号の通知にもとづき、青梅市総務部総務契約課契約係へ提出済みの場合は省略できる（提出の有無を確認したい場合は、下記提出先まで御連絡ください）。

(3) 提出方法

持参、郵送および電子メール

なお、ファックスによる提出は受理しない。

ア　持参の場合

土・日曜日・祝日を除く、午前９時から正午までおよび午後１時から午後５時までの間に直接持参すること。

なお、事前に電話連絡の上、来庁すること。

イ　郵送の場合

一般書留、簡易書留または特定記録郵便のいずれかの方法で送付すること。

ウ　電子メールの場合

メール件名は「青梅市役所本庁舎における電力調達契約にかかるプロポーザル（企業名）」

なお、メール送信後、環境政策課へ電話にて送信した旨を連絡すること。

(4) 提出先

青梅市役所環境部環境政策課

電子メールアドレス　div1310@city.ome.lg.jp

電話番号　０４２８－２２－１１１１（内線２５３４）

(5) 参加資格確認申請書に対する回答

令和８年１１月１９日（木）までに、参加資格確認申請書等の提出の提出のあった全者に対し、様式第１号に記載するメールアドレス宛

てに回答を行うものとする。

なお、参加資格を認める場合の回答の通知は、指名通知を兼ねるものとする。

9　質問等

(1) 質問方法

質問がある場合には、所定の様式(様式第３号)により質問書を電子メールにて青梅市環境部環境政策課宛てに提出すること。

メール件名は「青梅市役所本庁舎における電力調達契約にかかるプロポーザル質問書（企業名)」とすること。

なお、メール送信後、環境政策課へ電話にて送信した旨を連絡すること。

電子メールアドレス　div1310@city.ome.lg.jp

電話番号　０４２８－２２－１１１１（内線２５３４）

(2) 質問期限

令和８年１１月２６日（木）正午まで

(3) 回答方法

質問の有無にかかわらず全者に対し、令和８年１２月３日（木）午後５時までに電子メールで回答する。

10　企画提案書等の提出書類

(1) 企画提案書　５部

規格についてはＡ４サイズ、両面印刷、２０ページ以内とし、各ページの番号を記載すること。

なお、別紙仕様書の内容を踏まえ、作成に当たっては次の項目を明確に記載すること。

ア　会社概要、実施体制および実績

会社概要、担当予定者および担当部署の組織体制と、提案内容と同様または類似する事業の過去３年間の実績について記載すること。

イ　実施内容およびスケジュール

再生可能エネルギー電気の調達方法および実施スケジュールについて記載すること。

ウ　業務の実施効果

本業務を行うことによる効果について記載すること。

エ　自由提案

青梅市役所本庁舎における電力調達について、他の提案者に対しての優位性等があれば記載すること。ただし、追加費用が必要な提案は記載しないこと。

(2) 見積書（様式第４号）　１部

表記業務の金額（消費税および地方消費税を含む）を明記し、金額は見積上限額を超えないこと。

※各提出書に件名、提出書類名および事業者名を明記すること。また、見積書には代表者の印を押印すること。

11　企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和８年１２月１０日（木）午後５時まで（必着）

(2) 提出時間

平日の午前９時から正午までおよび午後１時から午後５時まで

(3) 提出場所

青梅市環境部環境政策課（青梅市役所５階）

(4) 提出方法

直接持参または郵送とする。

なお、持参する際は事前に電話連絡の上、来庁すること。

また、郵送する場合は、その旨を事前に電話連絡し、封筒に「青梅市役所電力調達にかかるプロポーザル企画提案書」と記載すること。

なお、本市は郵送の事情による事故等については責任を一切負わない。

12　参加の辞退

都合により辞退を申し出る場合は、次のとおり参加辞退届出書（様式第５号）を提出すること。

なお、参加を辞退した場合も、今後の青梅市の入札・契約等において不利益は生じない。

(1) 提出期限

令和８年１２月１０日（木）午後５時まで（必着）

(2) 提出方法

直接持参、郵送または電子メールにより提出すること。

メールで提出する場合、件名は「青梅市役所本庁舎における電力調達契約にかかるプロポーザル参加辞退届（企業名)」とすること。

なお、メール送信後、環境政策課へ電話にて送信した旨を連絡すること。

電子メールアドレス　div1310@city.ome.lg.jp

電話番号　０４２８－２２－１１１１（内線２５３４）

13　プレゼンテーションの実施

企画提案書等を提出した全事業者が実施するものとする。

なお、プロポーザル参加者が１事業者であっても、プレゼンテーション、プレゼンテーションに対する質疑応答による選考を実施する。

(1) 実施日　令和８年１２月１７日（木)（予定）

時程、会場については、別途書類提出期限後に通知する。

(2) 実施方法

企画提案書等にもとづいて行うこと。

なお､企画提案書等と異なる内容や追加資料の配布などは認めない。

(3) 実施時間

各者、約３０分（説明２０分、質疑１０分）とする。

なお、準備、片づけ時間は各５分以内とする。

(4) 実施環境

投映用のモニタ（５５インチ、ＨＤＭＩ対応）は市が用意するが、説明に当たり必要な機材は各者で用意すること。

また、使用する場合は令和８年１２月１０日（木）までに申し出ること。

(5) 参加人数等

３名以内とし、プロジェクトの参画予定者が参加すること。

プレゼンテーション等については、実際のプロジェクト責任者等が実施すること。ただし、システム操作はこれ以外の者が行って差し支えない。

14　配点

評　価　項　目		配　点
企画提案書の提案内容	会社概要、業務実施体制および実績	６０点
	実施内容、スケジュール	１００点
	実施効果	１２０点
	自由提案	２０点
価格点	見積金額	１００点
合　　計		４００点

※最低基準点は２４０点とする。

15　審査結果

審査結果については、令和８年１２月下旬までに通知する（参加を辞退した者および参加しなかった者を除く。）。

16　契約の締結

契約は、選定された契約候補者と青梅市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定にもとづく随意契約により、当該業務の実施にかかる契約を締結することを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、選定された契約候補者との協議が不調に終わった場合には、次点とされた事業者と協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定にもとづく随意契約により、当該業務の実施にかかる契約を締結することとする。

17　参加の無効について

次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルへの参加を無効とする。

(1) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの
(2) 指定する提出期限後に提出したもの
(3) 必要な提出書類が揃っていないもの
(4) 提出書類に虚偽の記載が認められるもの
(5) 見積上限額を超える金額で見積書を提出したもの
(6) 見積書の金額を訂正したもの

(7) 見積額と内訳の金額が合致しないもの

(8) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があったもの

18　その他

(1) 提出書類は一切返却しない。

(2) プロポーザルへの参加に必要な費用の一切は､参加者の負担とする。

(3) 審査内容および審査経過は公表しない。

(4) 審査結果についての異議申し立ては認めない。

(5) 提出書類については青梅市情報公開条例(平成３０年条例第３１号)にもとづき公開対象となる。

(6) 本プロポーザルに関する仕様書等は、本プロポーザルにかかる目的以外に使用することを禁じる。

(7) 担当　青梅市環境部環境政策課

青梅市東青梅１丁目１１番地の１

電話０４２８－２２－１１１１（内線２５３４）

電子メールアドレス　div13l0@city.ome.lg.jp

以　上